

国民年金及び厚生年金に係る 財政の現況及び見通しの関連試算 — 2019(令和元)年オプション試算結果 —

厚生労働省
2019年8月27日

2014年財政検証では、法律で要請されている現行制度に基づく「財政の現況及び見通し」に加えて、一定の制度改正を仮定したオプション試算を実施した。

2019年財政検証においても、年金部会での議論等を踏まえてオプション試算を実施し、本報告書において、「オプション試算」を公表するものである。

※ 2019年財政検証における各試算(オプション試算含む)の結果の詳細については厚生労働省のホームページにおいて公開。基礎データ及び推計プログラムについても順次公開予定。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/index.html>

オプション試算の内容

オプションA …被用者保険の更なる適用拡大

適用拡大①(125万人ベース)；被用者保険の適用対象となる現行の企業規模要件を廃止した場合

・所定労働時間週20時間以上の短時間労働者の中で、一定以上の収入(月8.8万円以上)のある者(125万人)に適用拡大し、その後は、短時間労働者の中で適用される者の比率が一定と仮定した場合。

適用拡大②(325万人ベース)；被用者保険の適用対象となる現行の賃金要件、企業規模要件を廃止した場合

・対象外となる者を除いて、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者全体に適用拡大。学生、雇用契約期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者については対象外。

適用拡大③(1,050万人ベース)；一定の賃金収入(月5.8万円以上)がある全ての被用者へ適用拡大した場合

・学生、雇用契約期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者についても適用拡大の対象。(雇用者の中で月5.8万円未満の者のみ対象外)

オプションB …保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択

- ① **基礎年金の拠出期間延長**；基礎年金給付算定時の納付年数の上限を現在の40年(20～60歳)から45年(20～65歳)に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合
- ② **在職老齢年金の見直し**；65歳以上の在職老齢年金の仕組みを緩和・廃止した場合
- ③ **厚生年金の加入年齢の上限の引き上げ**；厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長した場合
- ④ **就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大**；受給開始可能期間の年齢上限を現行の70歳から75歳まで拡大した場合、65歳を超えて70歳、75歳まで就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択すると給付水準がどれだけ上昇するかを試算。
- ⑤ **就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大(オプションB-④に①～③の制度改革を加味)**；上記①～③の制度改革を仮定した上で、受給開始可能期間の年齢上限を現行の70歳から75歳まで拡大した場合、65歳を超えて70歳、75歳まで就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択すると給付水準がどれだけ上昇するかを試算。

注；上記④、⑤の試算において、70歳以上の繰下げ増額率は、現行の繰下げ増額率(1月当たり0.7%)を使用すると仮定

参考試算 …2016年年金改革法による年金額改定ルールの効果

- ① 2016年年金改革法による賃金が低下時に賃金変動に合わせて改定することによる効果
- ② 2016年年金改革法によるマクロ経済スライド調整の見直し(キャリアオーバー)による効果

注；物価・賃金に景気の波(10年周期、物価上昇率±1.1%、名目賃金上昇率±2.9%)による経済変動を仮定し効果を測定

次期財政検証までの間に所得代替率50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整を終了し、給付及び費用負担の在り方について検討を行うこととされているが、本資料においては、仮に財政のバランスがとれるまで機械的に給付水準調整を進めた場合を試算。

オプションA

被用者保険の更なる適用拡大

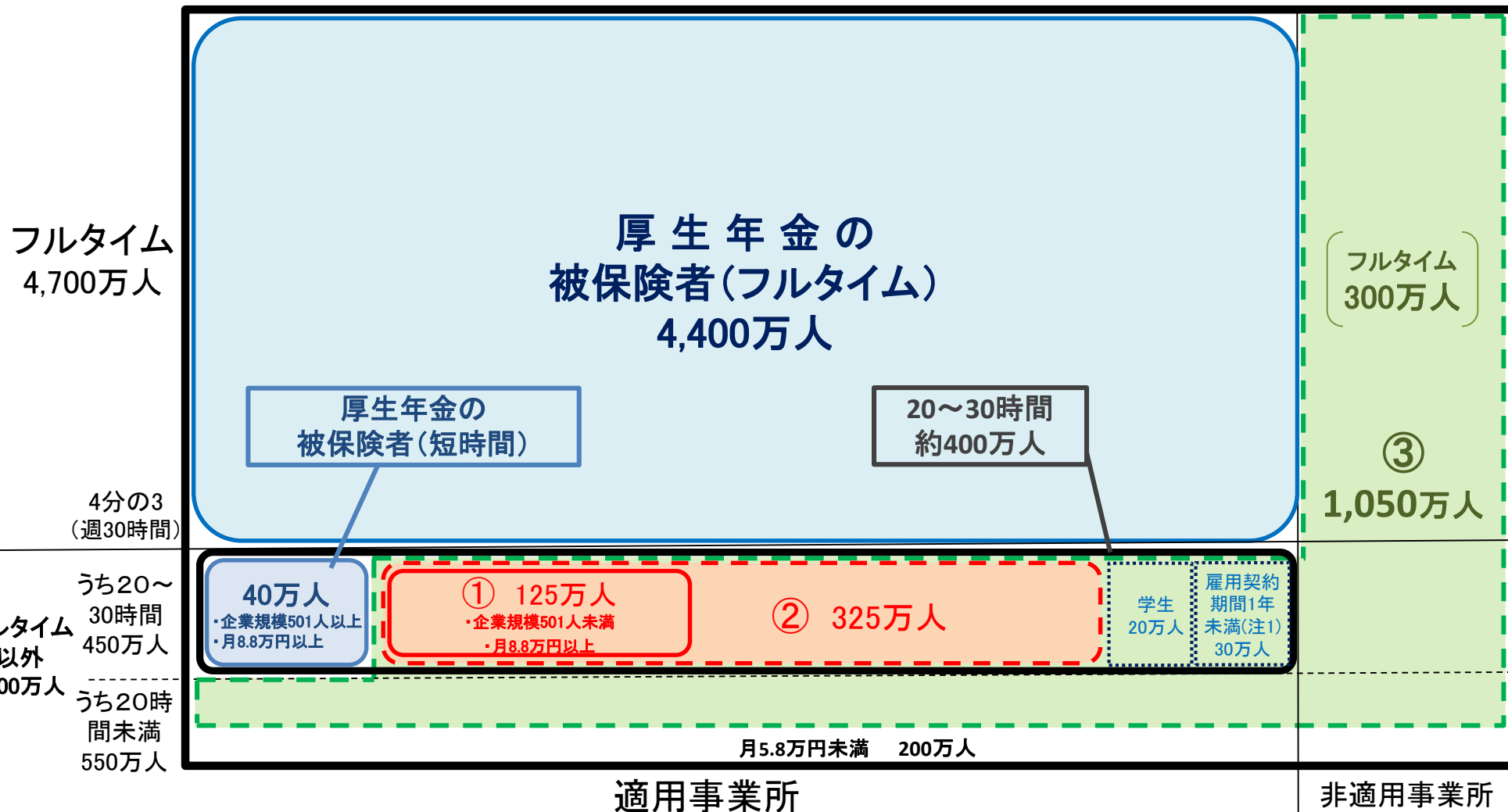
オプションA 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数【2018年度時点】

【適用拡大者数(万人)】

	計	1号→2号	3号→2号	非加入→2号
適用拡大①	125	45	40	40
適用拡大②	325	90	155	80
適用拡大③	1,050	400	350	300

〔雇用者全体〕 5,700万人

※70歳以上を除く



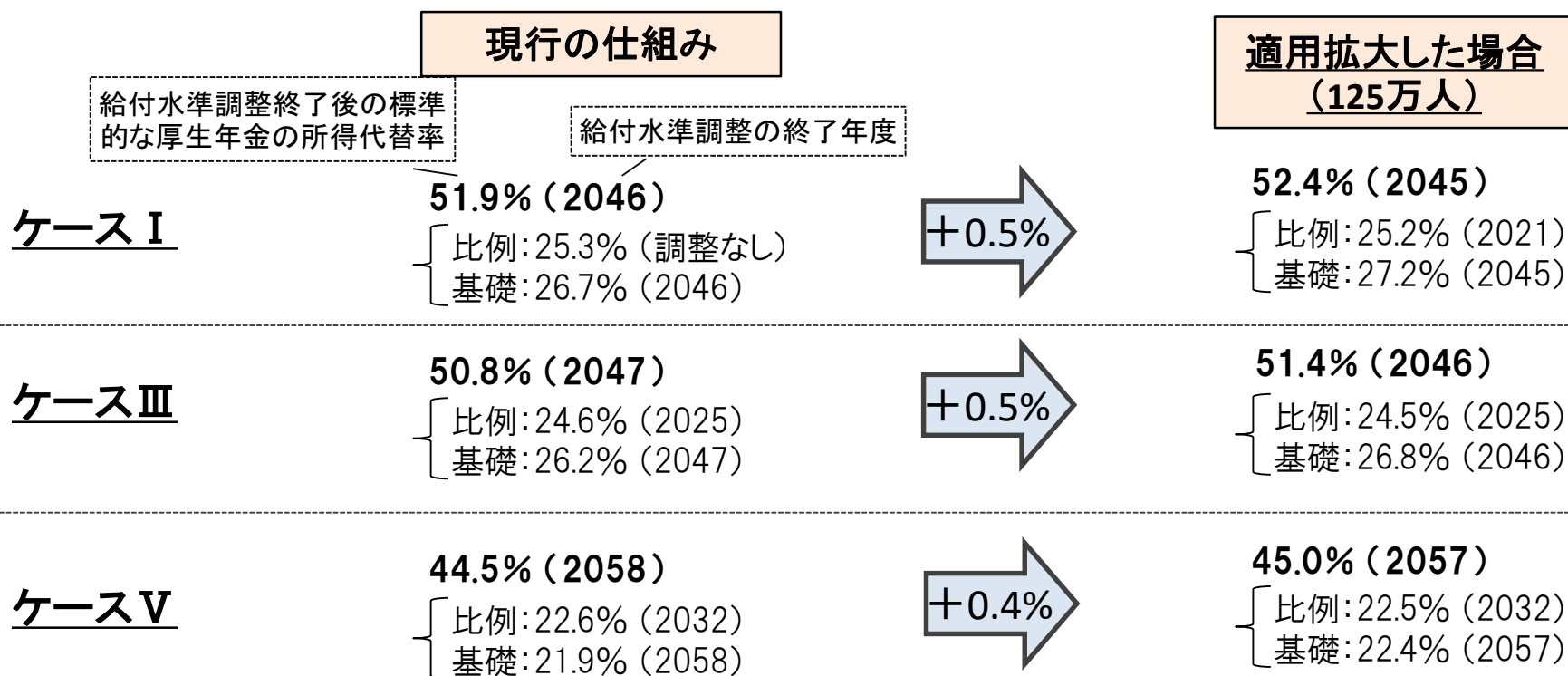
注1. 雇用契約期間1年未満の者のうち更新等で同一事業所で1年以上雇用されている者は除いている。

注2. 「労働力調査2018年平均」、「平成28年公的年金加入状況等調査」、「平成29年就業構造基本調査」の特別集計等を用いて推計したもの。

オプションA-① 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合

① 被用者保険の適用対象となる企業規模要件を廃止(約125万人拡大)

- 被用者保険の適用対象となる企業規模要件を廃止(125万人ベース)した場合
 所定労働時間週20時間以上の短時間労働者の中で、一定以上の収入(月8.8万円以上)のある者(125万人)に適用拡大し、その後は、短時間労働者の中で適用される者の比率が一定と仮定した場合
- ・月8.8万円未満の者、学生、雇用契約期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者については適用拡大の対象外。
 - ・試算の便宜上、2024年4月に更なる適用拡大を実施した場合として試算。また、更なる適用拡大による就労の変化は見込んでいない。



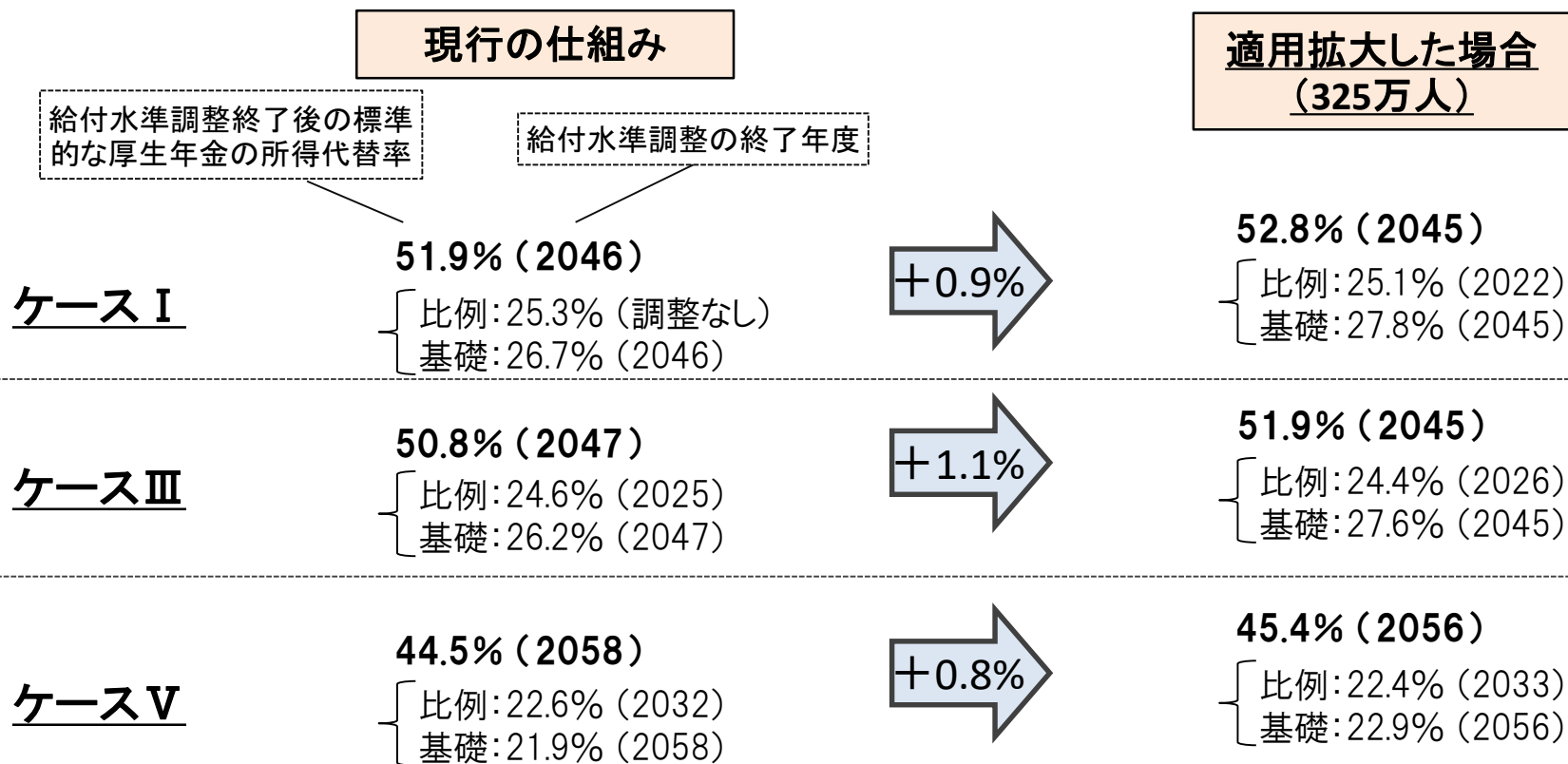
注1: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

注2: 国民年金の納付率は、納付率の低い短時間労働者が厚生年金適用となるため0.2%程度上昇する前提。

オプションA-② 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合

② 被用者保険の適用対象となる賃金要件、企業規模要件を廃止(約325万人拡大)

- 被用者保険の適用対象となる賃金要件、企業規模要件を廃止(325万人ベース)した場合
対象外となる者を除いて、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者全体に適用拡大
 - ・学生、雇用契約期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者については適用拡大の対象外。
 - ・試算の便宜上、2024年4月に更なる適用拡大を実施した場合として試算。また、更なる適用拡大による就労の変化は見込んでいない。



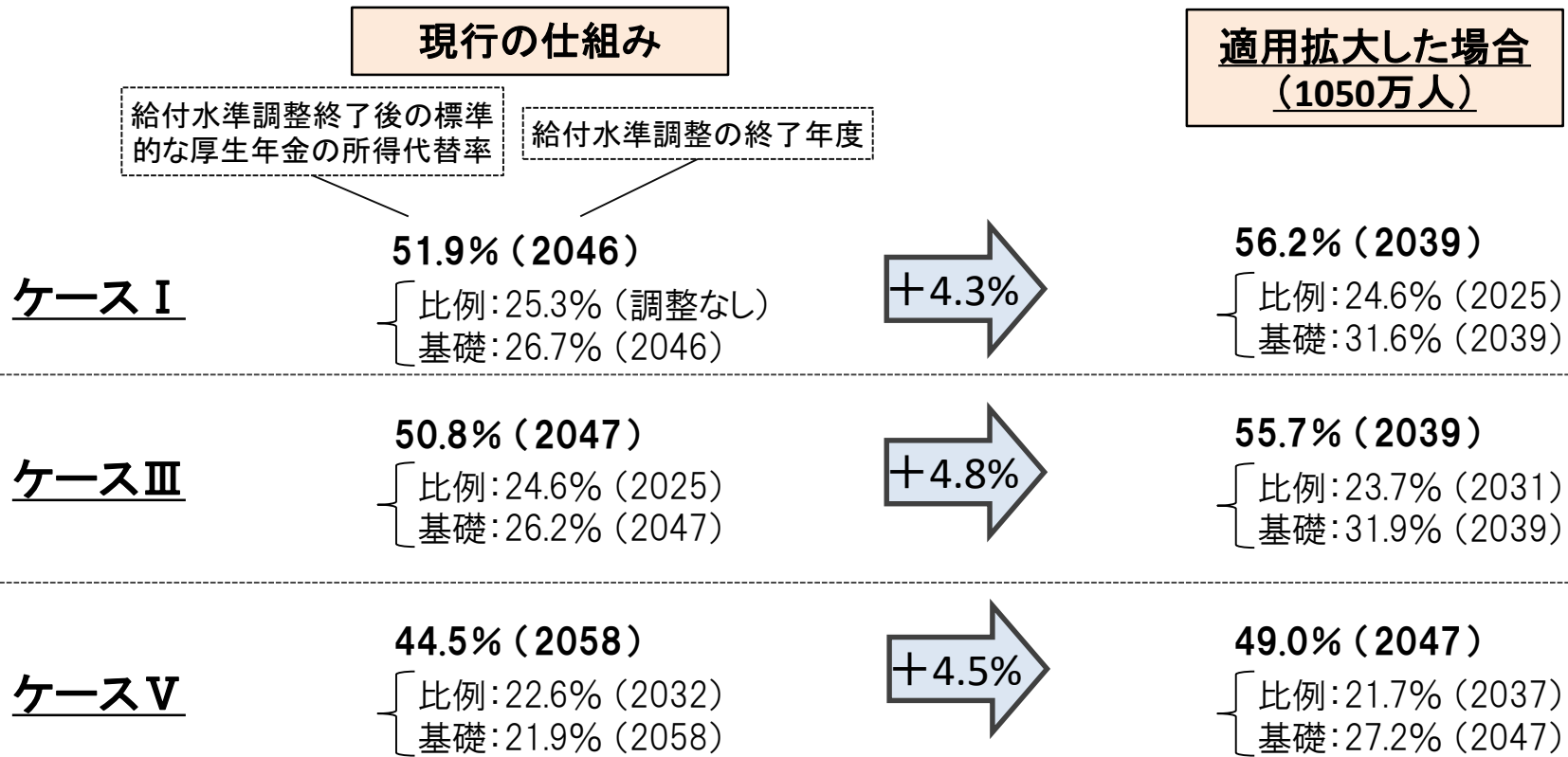
注1:人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

注2:国民年金の納付率は、納付率の低い短時間労働者が厚生年金適用となるため0.4%程度上昇する前提。

オプションA-③ 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合

③ 一定以上の収入のある全雇用者を適用(約1,050万人拡大)

- 一定以上の収入のある全雇用者を適用(1,050万人ベース)した場合
 一定以上の収入(月5.8万円以上)のある、全ての雇用者に適用拡大
- ・雇用者の中で月5.8万円未満の者のみ適用拡大の対象外。学生、雇用契約期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者についても適用拡大の対象。
 - ・試算の便宜上、2024年4月に更なる適用拡大を実施した場合として試算。また、更なる適用拡大による就労の変化は見込んでいない。



注1:人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

注2:国民年金の納付率は、納付率の低い短時間労働者等が厚生年金適用となるため2.4%程度上昇する前提。

[オプションAの参考]

適用拡大による被保険者数への影響

適用状況別の被保険者数の推移(万人、%)

	計				1号被保険者				厚生年金被保険者				3号被保険者			
	現行ベース	適用拡大①	適用拡大②	適用拡大③	現行ベース	適用拡大①	適用拡大②	適用拡大③	現行ベース	適用拡大①	適用拡大②	適用拡大③	現行ベース	適用拡大①	適用拡大②	適用拡大③
2019年度 (令和元)	6,730 (100%)				1,460 (22%)				4,430 (66%)				830 (12%)			
2025年度 (令和7)	6,470 (100%)	6,520 (100%)	6,560 (100%)	6,780 (100%)	1,330 (21%)	1,280 (20%)	1,230 (19%)	970 (14%)	4,410 (68%)	4,550 (70%)	4,770 (73%)	5,410 (80%)	730 (11%)	680 (10%)	560 (8%)	400 (6%)
2030年度 (令和12)	6,190 (100%)	6,250 (100%)	6,300 (100%)	6,520 (100%)	1,210 (20%)	1,160 (19%)	1,100 (18%)	880 (13%)	4,340 (70%)	4,500 (72%)	4,740 (75%)	5,290 (81%)	630 (10%)	590 (9%)	460 (7%)	350 (5%)
2035年度 (令和17)	5,790 (100%)	5,860 (100%)	5,930 (100%)	6,190 (100%)	1,070 (19%)	1,020 (17%)	970 (16%)	760 (12%)	4,160 (72%)	4,320 (74%)	4,570 (77%)	5,140 (83%)	560 (10%)	520 (9%)	390 (7%)	290 (5%)
2040年度 (令和22)	5,420 (100%)	5,500 (100%)	5,570 (100%)	5,830 (100%)	990 (18%)	940 (17%)	890 (16%)	680 (12%)	3,920 (72%)	4,090 (74%)	4,340 (78%)	4,910 (84%)	510 (9%)	470 (9%)	340 (6%)	240 (4%)
2045年度 (令和27)	5,060 (100%)	5,120 (100%)	5,190 (100%)	5,420 (100%)	920 (18%)	880 (17%)	830 (16%)	640 (12%)	3,650 (72%)	3,810 (74%)	4,040 (78%)	4,550 (84%)	480 (10%)	440 (9%)	320 (6%)	230 (4%)
2050年度 (令和32)	4,780 (100%)	4,840 (100%)	4,890 (100%)	5,090 (100%)	880 (18%)	840 (17%)	790 (16%)	610 (12%)	3,440 (72%)	3,580 (74%)	3,800 (78%)	4,270 (84%)	460 (10%)	420 (9%)	300 (6%)	210 (4%)
2060年度 (令和42)	4,320 (100%)	4,370 (100%)	4,420 (100%)	4,600 (100%)	800 (19%)	760 (17%)	720 (16%)	560 (12%)	3,110 (72%)	3,240 (74%)	3,430 (78%)	3,860 (84%)	410 (10%)	380 (9%)	270 (6%)	190 (4%)
2070年度 (令和52)	3,870 (100%)	3,920 (100%)	3,970 (100%)	4,130 (100%)	710 (18%)	680 (17%)	640 (16%)	500 (12%)	2,790 (72%)	2,910 (74%)	3,080 (78%)	3,470 (84%)	370 (10%)	340 (9%)	240 (6%)	170 (4%)
2080年度 (令和62)	3,450 (100%)	3,490 (100%)	3,540 (100%)	3,690 (100%)	630 (18%)	600 (17%)	570 (16%)	440 (12%)	2,490 (72%)	2,590 (74%)	2,750 (78%)	3,090 (84%)	330 (10%)	300 (9%)	220 (6%)	150 (4%)
2090年度 (令和72)	3,100 (100%)	3,140 (100%)	3,170 (100%)	3,300 (100%)	570 (18%)	540 (17%)	520 (16%)	400 (12%)	2,230 (72%)	2,320 (74%)	2,460 (78%)	2,770 (84%)	300 (10%)	270 (9%)	200 (6%)	140 (4%)
2100年度 (令和82)	2,780 (100%)	2,810 (100%)	2,850 (100%)	2,970 (100%)	510 (18%)	490 (17%)	460 (16%)	360 (12%)	2,000 (72%)	2,080 (74%)	2,210 (78%)	2,490 (84%)	260 (10%)	240 (9%)	180 (6%)	120 (4%)

注:人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)、労働力率の前提は経済成長と労働参加が進むケース。

[オプションAの参考]

世代別にみた現役時代の適用状況別の平均年金加入期間の見通し

【男性】

	現行ベース			適用拡大①			適用拡大②			適用拡大③		
	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間
1960年生 (2020年:60歳)	8.6年 (21%)	31.5年 (78%)	0.1年 (0%)	8.6年 (21%)	31.6年 (78%)	0.1年 (0%)	8.6年 (21%)	31.6年 (78%)	0.1年 (0%)	8.6年 (21%)	31.8年 (79%)	0.1年 (0%)
1970年生 (2020年:50歳)	10.6年 (24%)	32.7年 (75%)	0.1年 (0%)	10.6年 (24%)	32.8年 (75%)	0.1年 (0%)	10.6年 (24%)	32.9年 (75%)	0.1年 (0%)	10.4年 (23%)	33.7年 (76%)	0.1年 (0%)
1980年生 (2020年:40歳)	11.1年 (25%)	32.9年 (74%)	0.1年 (0%)	11.1年 (25%)	33.0年 (75%)	0.1年 (0%)	11.1年 (25%)	33.1年 (75%)	0.1年 (0%)	10.6年 (24%)	34.2年 (76%)	0.1年 (0%)
1990年生 (2020年:30歳)	9.5年 (22%)	34.3年 (78%)	0.1年 (0%)	9.5年 (21%)	34.4年 (78%)	0.1年 (0%)	9.5年 (22%)	34.5年 (78%)	0.1年 (0%)	8.5年 (19%)	36.2年 (81%)	0.1年 (0%)
2000年生 (2020年:20歳)	9.0年 (21%)	34.7年 (79%)	0.2年 (0%)	8.9年 (20%)	34.9年 (79%)	0.1年 (0%)	8.9年 (20%)	35.0年 (80%)	0.1年 (0%)	7.4年 (17%)	37.1年 (83%)	0.1年 (0%)
2010年生 (2020年:10歳)	8.9年 (20%)	34.8年 (79%)	0.2年 (0%)	8.8年 (20%)	35.0年 (80%)	0.1年 (0%)	8.7年 (20%)	35.2年 (80%)	0.1年 (0%)	7.2年 (16%)	37.5年 (84%)	0.1年 (0%)

【女性】

	現行ベース			適用拡大①			適用拡大②			適用拡大③		
	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間
1960年生 (2020年:60歳)	9.5年 (24%)	16.7年 (42%)	14.0年 (35%)	9.5年 (24%)	16.7年 (42%)	14.0年 (35%)	9.5年 (24%)	16.8年 (42%)	14.0年 (35%)	9.5年 (23%)	17.0年 (42%)	14.0年 (35%)
1970年生 (2020年:50歳)	9.9年 (24%)	19.9年 (48%)	12.0年 (29%)	9.7年 (23%)	20.4年 (49%)	11.8年 (28%)	9.6年 (23%)	21.2年 (50%)	11.5年 (27%)	9.3年 (21%)	22.7年 (53%)	11.2年 (26%)
1980年生 (2020年:40歳)	10.0年 (23%)	22.3年 (53%)	10.1年 (24%)	9.7年 (23%)	23.3年 (55%)	9.7年 (23%)	9.4年 (22%)	25.0年 (58%)	8.7年 (20%)	8.8年 (20%)	27.5年 (62%)	7.8年 (18%)
1990年生 (2020年:30歳)	8.7年 (21%)	24.5年 (58%)	9.1年 (21%)	8.3年 (19%)	25.9年 (61%)	8.3年 (20%)	7.9年 (18%)	28.5年 (66%)	6.6年 (15%)	6.8年 (16%)	31.9年 (73%)	5.2年 (12%)
2000年生 (2020年:20歳)	8.0年 (19%)	25.6年 (61%)	8.6年 (20%)	7.4年 (17%)	27.2年 (64%)	7.7年 (18%)	6.9年 (16%)	30.2年 (71%)	5.7年 (13%)	5.3年 (12%)	34.4年 (79%)	4.0年 (9%)
2010年生 (2020年:10歳)	7.9年 (19%)	25.7年 (61%)	8.5年 (20%)	7.3年 (17%)	27.5年 (65%)	7.6年 (18%)	6.7年 (16%)	30.7年 (72%)	5.5年 (13%)	4.8年 (11%)	35.4年 (80%)	3.8年 (9%)

注1:それぞれの世代が、65歳時点において、65歳までの公的年金の適用状況別の平均加入期間がどの程度になるかを推計。

2:昭和60(1985)年改正以前は、国民年金の被保険者期間を1号期間、厚生年金及び共済年金の被保険者期間を2号期間とした。

3:人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)、労働力率の前提は経済成長と労働参加が進むケース。

オプションB

保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択

オプションB（保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択）の全体像



	20～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳～
人口	6,200万人	800万人	1000万人	750万人	1750万人
就業者数	5,100万人	500万人	450万人	200万人	150万人
雇用者数	4,750万人	450万人	350万人	150万人	70万人
厚生年金被保険者数	3,850万人	300万人	150万人	(注2)〔60万人〕	〔30万人〕
(1)国民年金の被保険者		オプションB-① 65歳に延長		オプションB-⑤は①～④の全て実施した場合	
(2)厚生年金の被保険者 (注3)				オプションB-③ 75歳に延長	
(3)受給開始時期の選択		繰上げ	繰下げ	オプションB-④ 75歳に延長	
(4)在職老齢年金		28万円基準		47万円基準	オプションB-② 基準の緩和・廃止

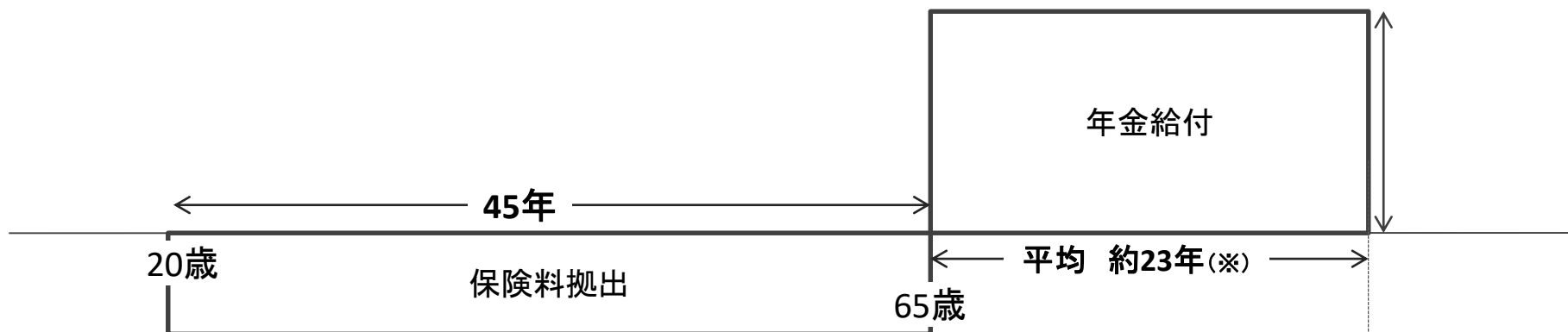
注1 人口、就業者数、雇用者数は2017年労働力調査、厚生年金被保険者数は2017年度末の数値

注2 69歳までは厚生年金被保険者、70歳以上は在職している老齢年金の受給権者数(年金機構が支給するもので全額停止者数も含む)

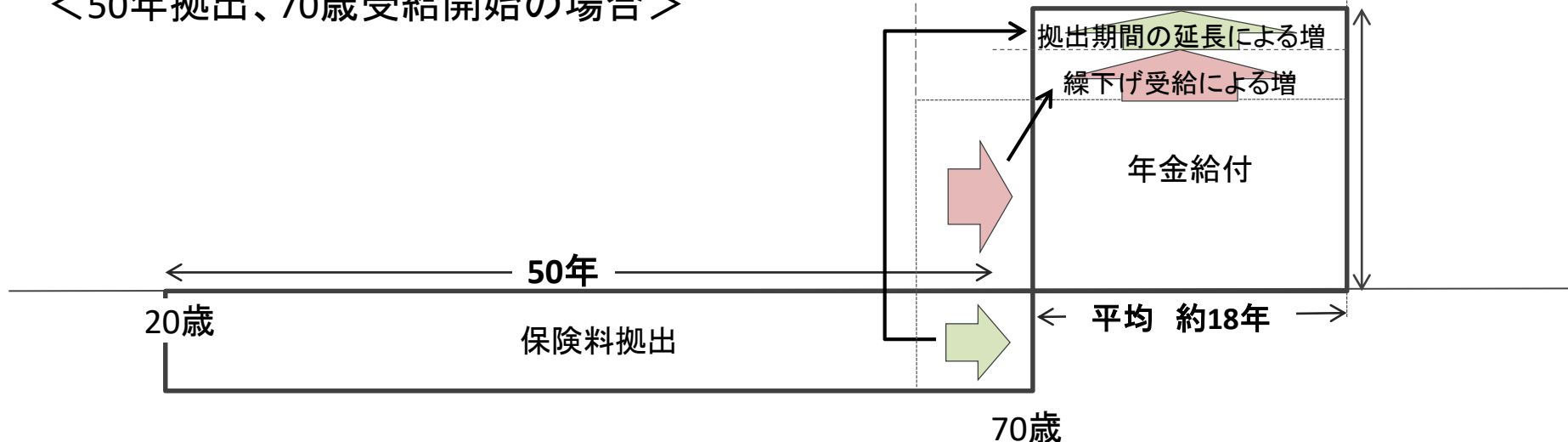
注3 20歳未満についても、適用事業所に使用される場合は被保険者となる

- 65歳を超えて就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択した場合、「(1)保険料拠出期間の延長」と「(2)受給開始を遅らせる繰下げ受給」の2つの効果により、年金給付の水準(所得代替率)が上昇

<45年拠出、65歳受給開始の場合>



<50年拠出、70歳受給開始の場合>



※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の2030年の平均余命(男女平均)

在職支給停止と繰下げ受給の関係

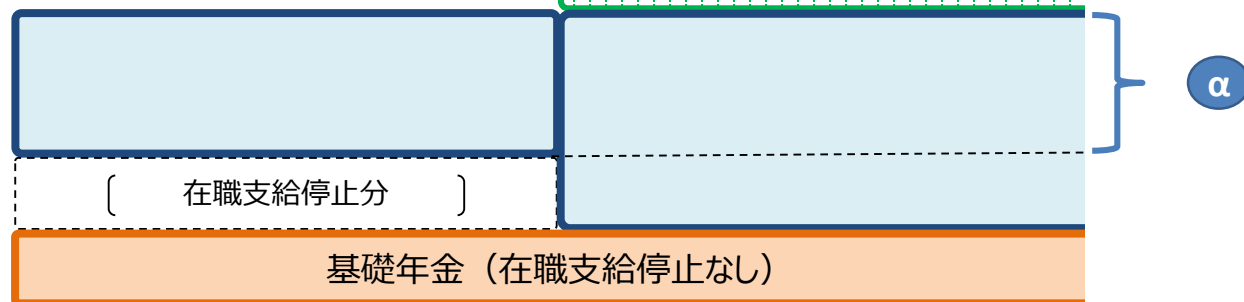
70歳まで厚生年金加入で就労し、年金の一部が在職支給停止される場合のイメージ

65歳

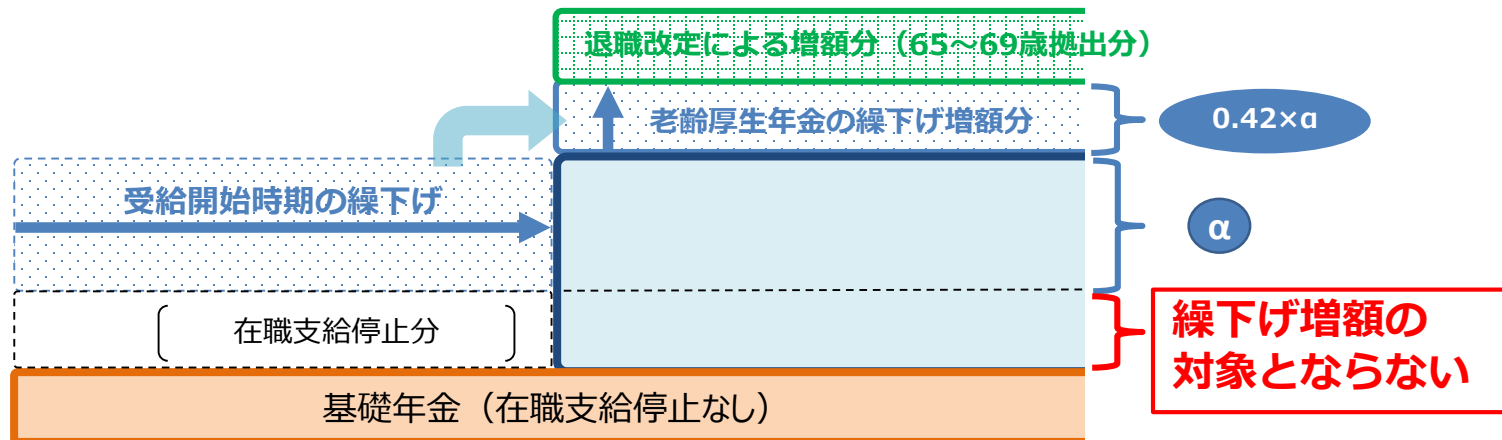
70歳(退職)

退職改定による増額分(65~69歳拠出分)

65歳から受給する場合



70歳から老齢厚生年金を繰下げ受給する場合



(注1) 在職支給停止は賃金と厚生年金の合計額が47万円(現役世代の平均月収相当)を上回る場合に限って行われる(支給停止額は合計額から47万円を差し引いた額の半額)。

(注2) 在職支給停止により年金が全額支給停止になる場合については、繰下げによる増額は無い。

オプションB-① 基礎年金の保険料拠出期間を延長した場合

○ 基礎年金給付算定の時の納付年数の上限を現在の40年(20～60歳)から45年(20～65歳)に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みに変更した場合

- ・試算の便宜上、2026年度より納付年数の上限を3年毎に1年延長した場合として試算。
- ・スライド調整率は、現行の仕組みの場合と同じものを用いている。

20～60歳(40年)拠出モデル (65歳受給開始)

- 現行の仕組み
- 基礎年金40年拠出
 - 厚生年金40年拠出

20～65歳(45年)拠出モデル (65歳受給開始)

- 拠出期間の延長
- 基礎年金45年拠出
 - 厚生年金45年拠出

- 現行の仕組み
- 基礎年金40年拠出
 - 厚生年金45年拠出

給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率

給付水準調整の終了年度

ケースⅠ

51.9% (2046)
 { 比例: 25.3% (調整なし)
 基礎: 26.7% (2046)

+6.9%

58.8% (2045)
 { 比例: 28.4% (2020)
 基礎: 30.4% (2045)

55.1% (2046)
 { 比例: 28.4% (調整なし)
 基礎: 26.7% (2046)

ケースⅢ

50.8% (2047)
 { 比例: 24.6% (2025)
 基礎: 26.2% (2047)

+6.8%

57.6% (2046)
 { 比例: 27.6% (2025)
 基礎: 30.0% (2046)

53.9% (2047)
 { 比例: 27.7% (2025)
 基礎: 26.2% (2047)

ケースⅤ

44.5% (2058)
 { 比例: 22.6% (2032)
 基礎: 21.9% (2058)

+6.4%

51.0% (2055)
 { 比例: 25.3% (2032)
 基礎: 25.6% (2055)

47.3% (2058)
 { 比例: 25.4% (2032)
 基礎: 21.9% (2058)

注: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

現行制度とオプション試算B-①における基礎年金の財政見通しの比較（ケースⅢ）

○ オプション試算B-①における基礎年金給付費と国庫負担の見通し(2019年度価格)を、現行制度によるものと比較すれば、以下のとおり。

単位：兆円

年度	基礎年金給付費		基礎年金国庫負担	
	現行制度	オプションB-①	現行制度	オプションB-①
2019（令和元）年度	24.2	24.2	12.3	12.3
納付年数の 上限延長開始⇒ 2026（令和8）年度	24.1(26.7)	24.1(26.7)	12.3(13.6)	12.3(13.6)
上限延長完了⇒ 2038（令和20）年度	20.9(31.8)	21.4(32.4)	10.7(16.3)	11.0(16.6)
オプションB-①の 基礎の調整終了⇒ 2046（令和28）年度	19.0(34.5)	20.3(37.0)	9.8(17.8)	10.5(19.1)
上限45年の者 が90歳に ⇒ 2063（令和45）年度	16.5(44.3)	18.6(49.9)	8.5(22.9)	9.7(25.9)
2070（令和52）年度	15.3(48.1)	17.4(54.8)	7.9(24.9)	9.1(28.5)
2080（令和62）年度	13.7(53.9)	15.6(61.7)	7.1(27.9)	8.1(32.0)
2090（令和72）年度	12.3(60.8)	14.0(69.5)	6.3(31.4)	7.3(36.1)
2100（令和82）年度	11.0(68.3)	12.6(78.1)	5.7(35.3)	6.5(40.6)
2110（令和92）年度	9.9(76.9)	11.3(88.0)	5.1(39.8)	5.9(45.7)
2115（令和97）年度	9.3(81.6)	10.7(93.3)	4.8(42.2)	5.5(48.5)

(注) 「2019年度価格」とは、賃金上昇率により、2019(令和元)年度の価格に換算したもの。()内の計数は換算前の名目額。

オプションB-② 65歳以上の在職老齢年金(高在老)を見直した場合

○ 現行制度(基礎年金の加入期間40年)を基礎として、高在老を緩和・撤廃した場合

・試算の便宜上、2026年度より見直しをした場合として試算。また、在職老齢年金の見直しによる就労の変化は見込んでいない。

※ 厚生年金の給付の増加により報酬比例の所得代替率が低下。(基礎年金への影響はない。)

給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率

高在老による支給停止額(注)

	現行制度 【財政検証結果】
ケースⅠ	<p>51.9% (2046)</p> <p>比例: 25.3% (調整なし) 基礎: 26.7% (2046)</p> <p>2030年度: 3,600億円 2040年度: 4,400億円 2060年度: 3,000億円</p>
ケースⅢ	<p>50.8% (2047)</p> <p>比例: 24.6% (2025) 基礎: 26.2% (2047)</p> <p>2030年度: 3,500億円 2040年度: 4,200億円 2060年度: 2,900億円</p>
ケースⅤ	<p>44.5% (2058)</p> <p>比例: 22.6% (2032) 基礎: 21.9% (2058)</p> <p>2030年度: 3,200億円 2040年度: 3,200億円 2060年度: 2,200億円</p>

給付水準調整の終了年度

65歳以上の在職老齢年金の仕組みを緩和・廃止した場合

(1) 給付調整の基準額の引上げ 2019年度: 47万→62万に相当	(2) 高在老の撤廃
<p>51.8% (2046) ▲0.2%</p> <p>比例: 25.1% (2022) 基礎: 26.7% (2046)</p> <p>2030年度: 1,700億円 2040年度: 2,100億円 2060年度: 1,400億円</p>	<p>51.6% (2046) ▲0.3%</p> <p>比例: 24.9% (2023) 基礎: 26.7% (2046)</p> <p>—</p>
<p>50.6% (2047) ▲0.2%</p> <p>比例: 24.4% (2025) 基礎: 26.2% (2047)</p> <p>2030年度: 1,700億円 2040年度: 2,000億円 2060年度: 1,400億円</p>	<p>50.4% (2047) ▲0.4%</p> <p>比例: 24.2% (2026) 基礎: 26.2% (2047)</p> <p>—</p>
<p>44.3% (2058) ▲0.2%</p> <p>比例: 22.4% (2032) 基礎: 21.9% (2058)</p> <p>2030年度: 1,500億円 2040年度: 1,500億円 2060年度: 1,000億円</p>	<p>44.2% (2058) ▲0.4%</p> <p>比例: 22.2% (2033) 基礎: 21.9% (2058)</p> <p>—</p>

現行制度と所得代替率の差

注1: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

注2: 支給停止額は、賃金上昇率により、2019(令和元)年度の価格に換算した金額。

オプションB-③ 厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長した場合

○ 現行制度(基礎年金の加入期間40年)を基礎として、厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長した場合
 ・試算の便宜上、2026年度より見直しをした場合として試算。

※ 厚生年金の財政状況の改善により報酬比例の所得代替率が上昇。(基礎年金への影響はない。)

現行の仕組み

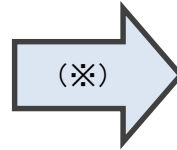
厚生年金の加入年齢の上限延長

給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率

給付水準調整の終了年度

ケースⅠ

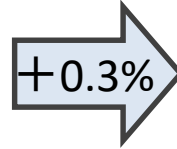
51.9% (2046)
 { 比例: 25.3% (調整なし)
 基礎: 26.7% (2046)



51.9% (2046)
 { 比例: 25.3% (調整なし)
 基礎: 26.7% (2046)

ケースⅢ

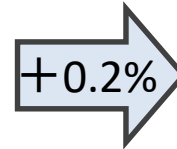
50.8% (2047)
 { 比例: 24.6% (2025)
 基礎: 26.2% (2047)



51.1% (2047)
 { 比例: 24.9% (2023)
 基礎: 26.2% (2047)

ケースⅤ

44.5% (2058)
 { 比例: 22.6% (2032)
 基礎: 21.9% (2058)



44.8% (2058)
 { 比例: 22.8% (2031)
 基礎: 21.9% (2058)

(※) ケースⅠは報酬比例部分の調整がないため、報酬比例分の財政改善効果のある制度改正の影響が所得代替率に表れない。

注: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

オプションB-④ 就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大をした場合

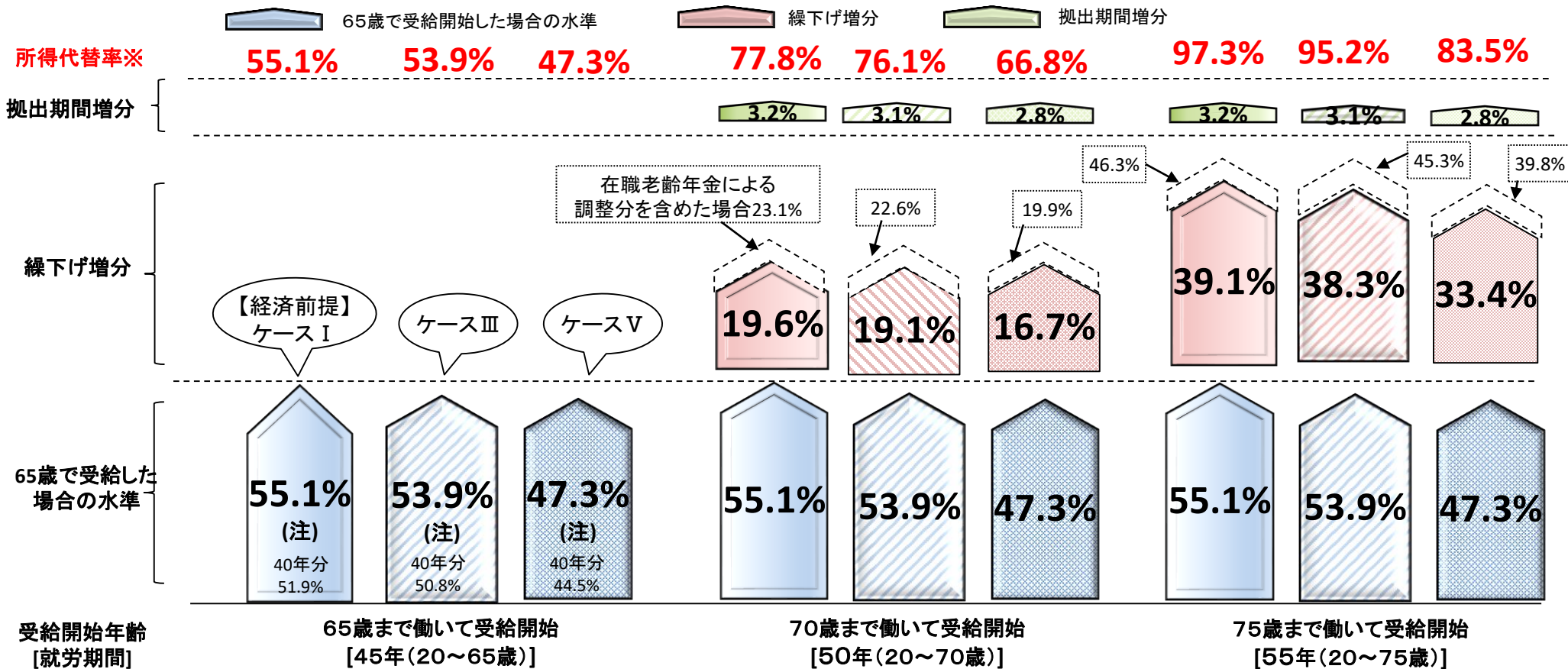
(退職年齢と受給開始を65歳、70歳、75歳とした場合の給付水準の上昇)

○ 受給開始可能期間の年齢上限を現行70歳から75歳まで拡大した場合、65歳を超えて70歳、75歳まで就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択すると給付水準がどれだけ上昇するかを試算(70歳以降の繰下げ増額は、機械的に現行の70歳までと同じ0.7%(1月当たり)を当てはめて試算。)

※ 現行の仕組みを前提とした試算であり、以下に留意

- ・ 基礎年金の拠出期間は40年(20~60歳)であるため、60歳を超えて働いても基礎年金は増加しない。一方、厚生年金の拠出期間は70歳未満のため、70歳までは拠出期間の増加に伴い報酬比例年金が増加するが、70歳を超えて就労したとしても保険料拠出はなく報酬比例年金も増加しない。
- ・ モデル年金の年金額と賃金を前提に65歳以降も働いた場合、モデル年金のうち報酬比例部分の約3割が在職老齢年金制度により支給停止となる。この者が繰下げ受給を選択すると、当該支給停止相当分は報酬比例年金の繰下げ増額が調整される。(なお、実際の停止割合は個々人の年金額や賃金によって様々。)

マクロ経済スライド給付調整終了後の所得代替率※



※65歳時点における現役男子の平均賃金(手取り)に対する年金額(実質)の比率

注1: モデル年金は20~60歳の40年間の就労期間となっているが、ここでは20~65歳の45年間の就労期間としているため、厚生年金(報酬比例)の年金額が増額された水準となっている。

注2: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

オプションB-④ 就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大をした場合 <一覧表>

		65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
ケースⅠ	所得代替率	55.1%	59.6%	64.2%	68.7%	73.2%	77.8%	81.7%	85.6%	89.5%	93.4%	97.3%
	(比例)	(28.4%)	(30.7%)	(33.0%)	(35.3%)	(37.6%)	(39.9%)	(41.6%)	(43.3%)	(44.9%)	(46.6%)	(48.3%)
	(基礎)	(26.7%)	(28.9%)	(31.1%)	(33.4%)	(35.6%)	(37.8%)	(40.1%)	(42.3%)	(44.6%)	(46.8%)	(49.0%)
	65歳で受給開始した場合の水準	-	55.1%	55.1%	55.1%	55.1%	55.1%	55.1%	55.1%	55.1%	55.1%	55.1%
	繰下げ増分	-	3.9%	7.8%	11.7%	15.6%	19.6%	23.5%	27.4%	31.3%	35.2%	39.1%
	拠出期間増分	-	0.6%	1.3%	1.9%	2.5%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%
ケースⅢ	所得代替率	53.9%	58.3%	62.8%	67.2%	71.7%	76.1%	79.9%	83.8%	87.6%	91.4%	95.2%
	(比例)	(27.7%)	(29.9%)	(32.2%)	(34.4%)	(36.7%)	(38.9%)	(40.5%)	(42.2%)	(43.8%)	(45.4%)	(47.0%)
	(基礎)	(26.2%)	(28.4%)	(30.6%)	(32.8%)	(35.0%)	(37.2%)	(39.4%)	(41.6%)	(43.8%)	(46.0%)	(48.2%)
	65歳で受給開始した場合の水準	-	53.9%	53.9%	53.9%	53.9%	53.9%	53.9%	53.9%	53.9%	53.9%	53.9%
	繰下げ増分	-	3.8%	7.7%	11.5%	15.3%	19.1%	23.0%	26.8%	30.6%	34.5%	38.3%
	拠出期間増分	-	0.6%	1.2%	1.8%	2.5%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%
ケースⅤ	所得代替率	47.3%	51.2%	55.1%	59.0%	62.9%	66.8%	70.2%	73.5%	76.9%	80.2%	83.5%
	(比例)	(25.4%)	(27.5%)	(29.5%)	(31.6%)	(33.7%)	(35.7%)	(37.2%)	(38.7%)	(40.2%)	(41.7%)	(43.2%)
	(基礎)	(21.9%)	(23.8%)	(25.6%)	(27.4%)	(29.3%)	(31.1%)	(33.0%)	(34.8%)	(36.7%)	(38.5%)	(40.3%)
	65歳で受給開始した場合の水準	-	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%	47.3%
	繰下げ増分	-	3.3%	6.7%	10.0%	13.3%	16.7%	20.0%	23.4%	26.7%	30.0%	33.4%
	拠出期間増分	-	0.6%	1.1%	1.7%	2.3%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%

※65歳時点における現役男子の平均賃金(手取り)に対する年金額(実質)の比率

注:人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

オプションB-⑤ 就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大をした場合 (オプションB-④に①~③の制度改革を加味) (退職年齢と受給開始を65歳、70歳、75歳とした場合の給付水準の上昇)

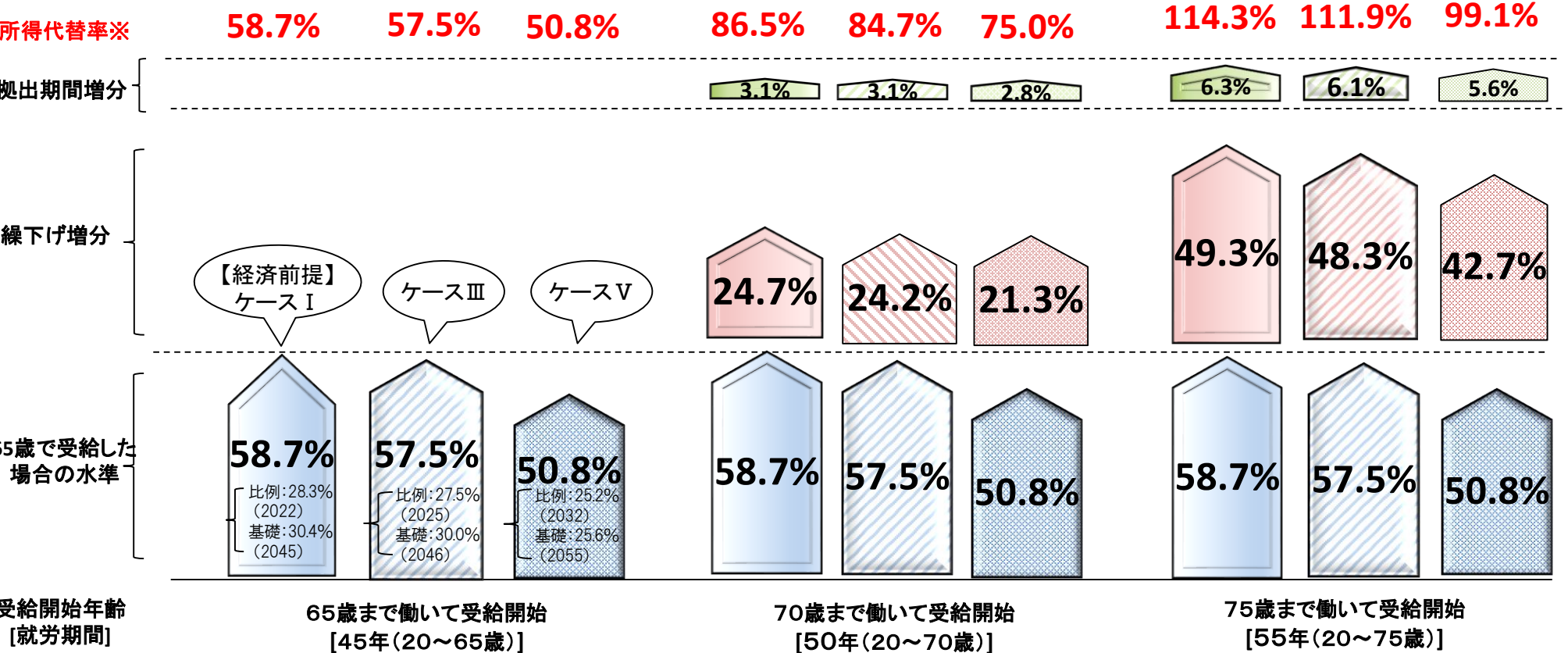
○ 受給開始可能期間の年齢上限を現行70歳から75歳まで拡大した場合、65歳を超えて70歳、75歳まで就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択すると給付水準がどれだけ上昇するかを試算 (70歳以降の繰下げ増額率は、機械的に現行の70歳までと同じ0.7%(1月当たり)を当てはめて試算。)

※ オプションB-①~③の制度改革、具体的には「基礎年金の拠出期間延長」、「65歳以上の在職老齢年金の廃止」、「厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長」を前提としており、オプションB-④と比べ、以下の違いがある。

- ・ 基礎年金の拠出期間は40年(20~60歳)から45年(20~65歳)に延長されているため、基礎年金の給付が5年分増加。また、厚生年金の加入年齢の上限も70歳から75歳延長されているため、70歳を超えて就労した場合も拠出期間の増加に伴い報酬比例年金が増加する。
- ・ 現行の仕組みは、在職老齢年金による支給停止相当分は繰下げ増額が調整されるが、65歳以上の在職老齢年金の廃止が前提のため当該調整がない。

マクロ経済スライド給付調整終了後の所得代替率※ (オプションB-④に①~③を加味)

65歳で受給開始した場合の水準
 繰下げ増分
 拠出期間増分



オプションB－⑤就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大をした場合(オプションB-④に①～③の制度改正を加味)

＜一覧表＞

		65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
ケースⅠ	所得代替率	58.7%	64.3%	69.8%	75.4%	80.9%	86.5%	92.1%	97.6%	103.2%	108.7%	114.3%
	(比例)	(28.3%)	(31.3%)	(34.3%)	(37.3%)	(40.3%)	(43.3%)	(46.3%)	(49.3%)	(52.3%)	(55.3%)	(58.3%)
	(基礎)	(30.4%)	(33.0%)	(35.6%)	(38.1%)	(40.7%)	(43.2%)	(45.8%)	(48.3%)	(50.9%)	(53.5%)	(56.0%)
	65歳で受給開始した場合の水準	－	58.7%	58.7%	58.7%	58.7%	58.7%	58.7%	58.7%	58.7%	58.7%	58.7%
	繰下げ増分	－	4.9%	9.9%	14.8%	19.7%	24.7%	29.6%	34.5%	39.5%	44.4%	49.3%
	拠出期間増分	－	0.6%	1.3%	1.9%	2.5%	3.1%	3.8%	4.4%	5.0%	5.7%	6.3%
ケースⅢ	所得代替率	57.5%	63.0%	68.4%	73.8%	79.3%	84.7%	90.2%	95.6%	101.0%	106.5%	111.9%
	(比例)	(27.5%)	(30.4%)	(33.3%)	(36.3%)	(39.2%)	(42.1%)	(45.0%)	(47.9%)	(50.9%)	(53.8%)	(56.7%)
	(基礎)	(30.0%)	(32.5%)	(35.1%)	(37.6%)	(40.1%)	(42.6%)	(45.1%)	(47.7%)	(50.2%)	(52.7%)	(55.2%)
	65歳で受給開始した場合の水準	－	57.5%	57.5%	57.5%	57.5%	57.5%	57.5%	57.5%	57.5%	57.5%	57.5%
	繰下げ増分	－	4.8%	9.7%	14.5%	19.3%	24.2%	29.0%	33.8%	38.6%	43.5%	48.3%
	拠出期間増分	－	0.6%	1.2%	1.8%	2.4%	3.1%	3.7%	4.3%	4.9%	5.5%	6.1%
ケースⅤ	所得代替率	50.8%	55.7%	60.5%	65.3%	70.1%	75.0%	79.8%	84.6%	89.5%	94.3%	99.1%
	(比例)	(25.2%)	(27.9%)	(30.5%)	(33.2%)	(35.9%)	(38.6%)	(41.2%)	(43.9%)	(46.6%)	(49.3%)	(51.9%)
	(基礎)	(25.6%)	(27.8%)	(30.0%)	(32.1%)	(34.3%)	(36.4%)	(38.6%)	(40.7%)	(42.9%)	(45.0%)	(47.2%)
	65歳で受給開始した場合の水準	－	50.8%	50.8%	50.8%	50.8%	50.8%	50.8%	50.8%	50.8%	50.8%	50.8%
	繰下げ増分	－	4.3%	8.5%	12.8%	17.1%	21.3%	25.6%	29.9%	34.2%	38.4%	42.7%
	拠出期間増分	－	0.6%	1.1%	1.7%	2.2%	2.8%	3.4%	3.9%	4.5%	5.0%	5.6%

※65歳時点における現役男子の平均賃金(手取り)に対する年金額(実質)の比率

注:人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

オプションAとオプションBの 組み合わせ試算

オプションA-②<更なる適用拡大(325万人拡大)>と オプションB-①~③の制度改革を全て行った場合

○ オプションA-②<賃金要件、企業規模要件を廃止(325万人ベース)>に加え、オプションB-①~③の制度改革を全て行った場合

※ オプションB-①~③の制度改革とは、具体的には「基礎年金の拠出期間延長」、「65歳以上の在職老齢年金の廃止」、「厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長」を前提としている。

20~60歳(40年)拠出モデル
(65歳受給開始)

現行の仕組み

20~65歳(45年)拠出モデル
(65歳受給開始)

適用拡大(325万人)に加え、拠出期間の延長等の制度改革を行った場合

- 基礎年金45年拠出
- 厚生年金45年拠出

給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率

給付水準調整の終了年度

ケースⅠ

51.9% (2046)
 { 比例: 25.3% (調整なし)
 基礎: 26.7% (2046)

+7.7%

59.6% (2044)
 { 比例: 28.0% (2023)
 基礎: 31.6% (2044)

ケースⅢ

50.8% (2047)
 { 比例: 24.6% (2025)
 基礎: 26.2% (2047)

+7.8%

58.6% (2045)
 { 比例: 27.2% (2027)
 基礎: 31.4% (2045)

ケースⅤ

44.5% (2058)
 { 比例: 22.6% (2032)
 基礎: 21.9% (2058)

+7.1%

51.6% (2054)
 { 比例: 25.0% (2034)
 基礎: 26.5% (2054)

オプションA-③<更なる適用拡大(1,050万人拡大)>と オプションB-①~③の制度改革を全て行った場合

○ オプションA-③<一定の賃金収入(月5.8万円以上)がある全ての被用者へ適用拡大(1,050万人ベース)>に加え、
オプションB-①~③の制度改革を全て行った場合

※ オプションB-①~③の制度改革とは、具体的には「基礎年金の拠出期間延長」、「65歳以上の在職老齢年金の廃止」、「厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長」を前提としている。

20~60歳(40年)拠出モデル
(65歳受給開始)

現行の仕組み

20~65歳(45年)拠出モデル
(65歳受給開始)

適用拡大(1050万人)に加え、拠出期間の延長等の制度改革を行った場合

- 基礎年金45年拠出
- 厚生年金45年拠出

給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率

給付水準調整の終了年度

ケースⅠ

51.9% (2046)
 { 比例: 25.3% (調整なし)
 基礎: 26.7% (2046)

+11.1%

63.0% (2039)
 { 比例: 27.4% (2029)
 基礎: 35.5% (2039)

ケースⅢ

50.8% (2047)
 { 比例: 24.6% (2025)
 基礎: 26.2% (2047)

+11.5%

62.4% (2039)
 { 比例: 26.5% (2032)
 基礎: 35.9% (2039)

ケースⅤ

44.5% (2058)
 { 比例: 22.6% (2032)
 基礎: 21.9% (2058)

+10.4%

54.9% (2047)
 { 比例: 24.3% (2038)
 基礎: 30.6% (2047)

参考試算

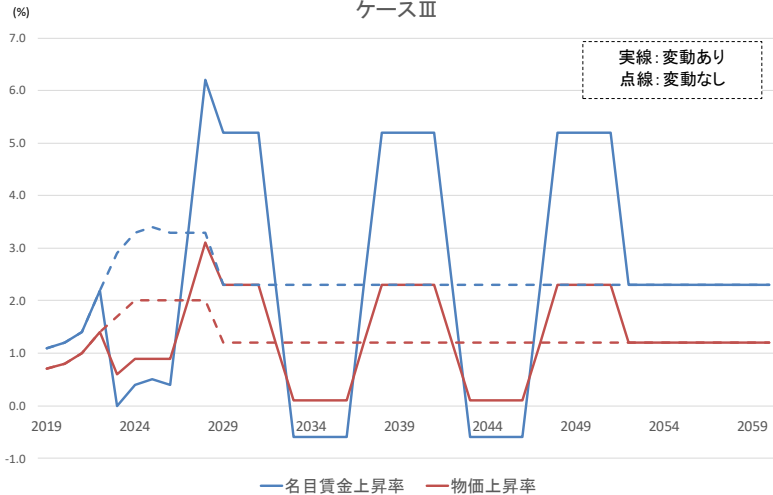
2016年年金改革法による
年金額改定ルールの効果

[参考試算] 経済変動を仮定した場合の賃金・物価変動率

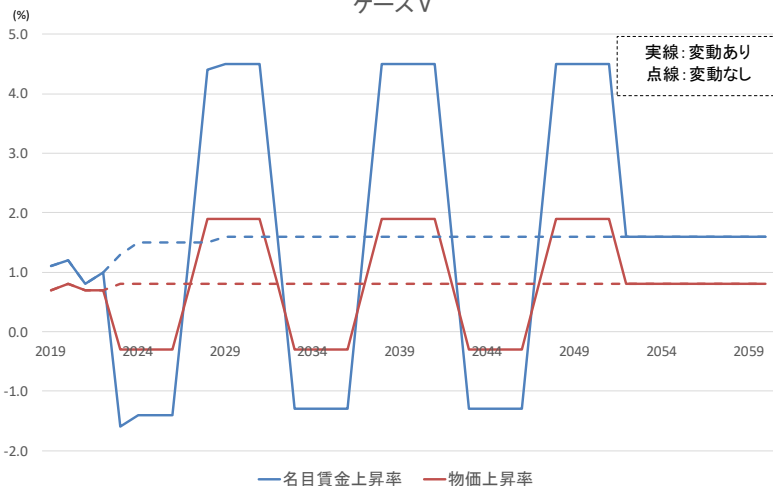
- 2019年財政検証の経済前提を基礎とし、物価・賃金に景気の波(10年周期、物価上昇率±1.1%、名目賃金上昇率±2.9%)による変動を加えて経済変動を設定。
 - 経済変動があるため、マクロ経済スライドがフルに発動せず、2016年年金改革法におけるマクロ経済スライドのキャリーオーバーの仕組みや賃金・物価スライドの見直しの効果が生じる状況となる。
- (注) 経済変動は調整終了後に所得代替率が変化しないよう2023年度～2052年度の30年間(周期3回)生じるものとする。

名目賃金上昇率・物価上昇率の前提

ケースⅢ



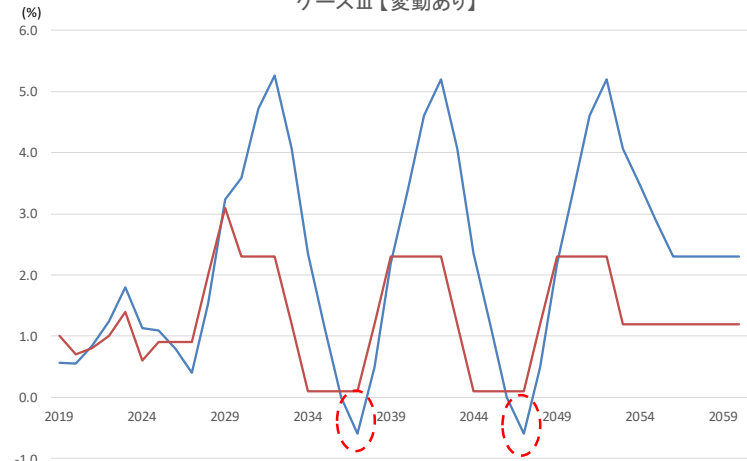
ケースⅤ



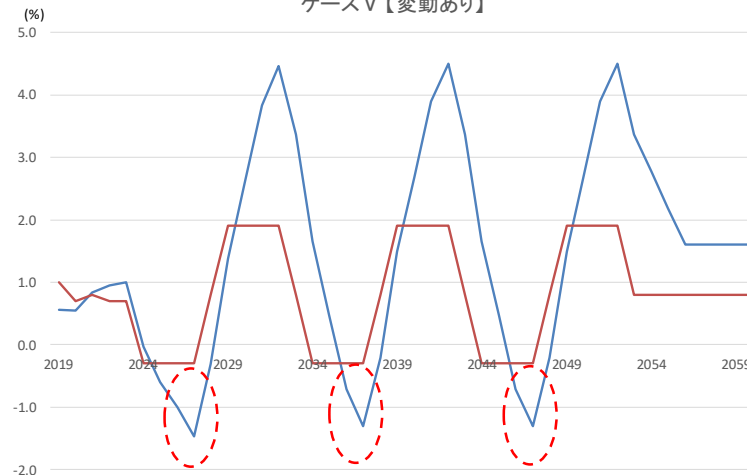
年金額改定に用いる賃金・物価変動率

※点線の丸で囲んだ部分が賃金・物価スライド見直しの効果が生じる部分
(賃金変動率<物価変動率 かつ 賃金変動率がマイナス)

ケースⅢ【変動あり】



ケースⅤ【変動あり】



年金額改定に用いる物価・賃金変動率を計算(※)

※ 年金額改定に用いる賃金変動率の算出方法
「2～4年度前(3年度平均)の実質賃金上昇率」
×
「前年の物価上昇率」

調整終了後の所得代替率
()内は変動なしの場合

ケースⅠ
51.7%
(51.9%)

ケースⅡ
51.4%
(51.6%)

ケースⅢ
50.6%
(50.8%)

ケースⅣ
46.4%
(46.5%)

ケースⅤ
45.0%
(44.5%)

ケースⅥ
2056年度に積立金がなくなる
(2052年度)

[参考試算①] 2016(平成28年)年年金改革法で成立した 年金額改定ルールの見直し(賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底)による効果

○ 2019年財政検証の経済前提を基礎とし、物価・賃金に景気の波(10年周期、物価上昇率±1.1%、名目賃金上昇率±2.9%)による変動を加えて経済変動を設定
上記の経済前提において、年金額改定ルールの見直し(賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底)「以下、賃金・物価スライドの見直し」による効果を試算。

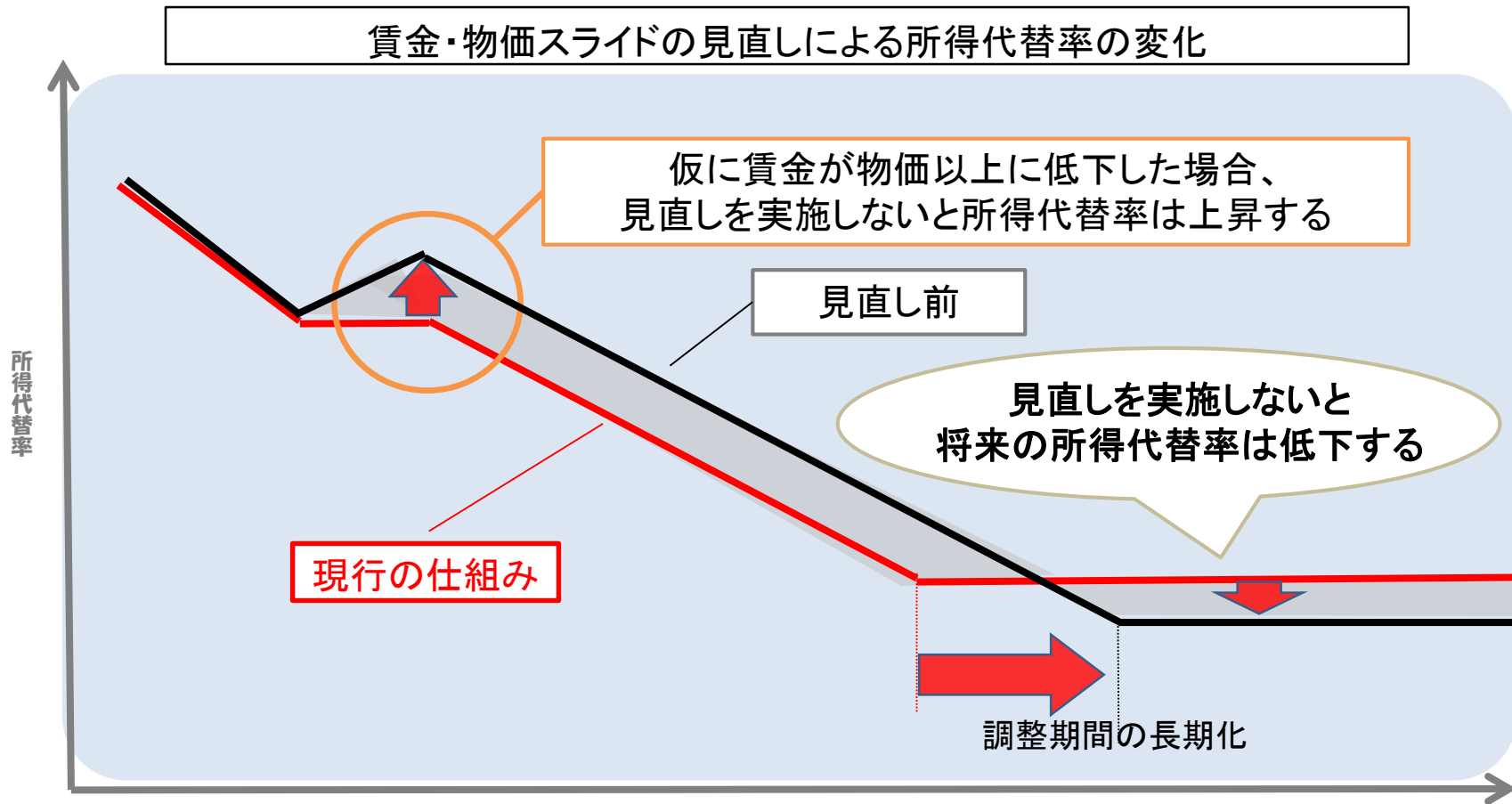
	現行の仕組み	賃金・物価スライドの見直しを行わなかった場合	改正の効果
	給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率	給付水準調整の終了年度	
	51.7% (2046)	51.7% (2046)	—
ケースⅠ (経済変動あり)	比例: 25.2% (2021) 基礎: 26.6% (2046)	比例: 25.2% (2021) 基礎: 26.6% (2046)	—
ケースⅡ (経済変動あり)	51.4% (2048) 比例: 24.9% (2023) 基礎: 26.5% (2048)	51.4% (2048) 比例: 24.9% (2023) 基礎: 26.5% (2048)	—
ケースⅢ (経済変動あり)	50.6% (2050) 比例: 24.5% (2025) 基礎: 26.1% (2050)	50.4% (2050) 比例: 24.4% (2025) 基礎: 25.9% (2050)	<u>+0.3%</u>
ケースⅣ (経済変動あり)	46.4% (2053) 比例: 23.2% (2031) 基礎: 23.3% (2053)	44.8% (2061) 比例: 22.6% (2032) 基礎: 22.2% (2061)	<u>+1.7%</u>
ケースⅤ (経済変動あり)	45.0% (2057) 比例: 22.7% (2032) 基礎: 22.3% (2057)	42.1% (2069) 比例: 22.0% (2034) 基礎: 20.1% (2069)	<u>+2.9%</u>
ケースⅥ (経済変動あり)	仮に、機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2056年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行	仮に、機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2050年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行	—

※ 経済変動があっても賃金変動率が名目でマイナスとなることがないためこの賃金・物価スライド見直しが適用されるケースがない。

注1: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)
 注2: 経済変動は、調整終了後に所得代替率が変化しないよう2023年度~2052年度の30年間(周期3回)生じるものとしている。
 注3: いずれのケースも2016年年金改革法におけるマクロ経済スライドのキャリーオーバーの仕組みは織り込んで試算している。
 ※新規裁定者の基礎年金額について、「現行の仕組み」/「賃金・物価スライドの見直しを行わなかった場合」で算出した比率は、賃金・物価スライドの見直しの効果が発生したその後、ケースⅢは、最大▲1.2%、平均▲0.7%(14年間)低下し、調整終了後は0.5%上昇(66年間)、ケースⅣは最大▲4.4%、平均▲3.0%(32年間)低下し、調整終了後は4.7%上昇(59年間)、ケースⅤは最大▲5.6%、平均▲3.7%(36年間)低下し、調整終了後は9.9%上昇(55年間)する。

(参考)賃金・物価スライドの見直しの影響について

○ 経済変動があるため、賃金上昇率がマイナスとなる場合、賃金・物価スライドの見直しを実施しなければ足元の所得代替率が上昇する一方、将来の所得代替率が低下する。



「0>物価>賃金」又は「物価>0>賃金」の場合

<見直し前>

$$\text{所得代替率} \uparrow = \frac{\text{厚生年金の標準的な年金額} \downarrow \text{又は} \uparrow}{\text{現役男子の平均手取り収入} \downarrow}$$

※ 「0>物価>賃金」の場合は物価で改定、「物価>0>賃金」の場合は改定なし

<現行の仕組み>

$$\text{所得代替率} \rightarrow = \frac{\text{厚生年金の標準的な年金額} \downarrow}{\text{現役男子の平均手取り収入} \downarrow}$$

※ 「厚生年金の標準的な年金額」は賃金で改定

[参考試算②] 2016(平成28)年年金改革法で成立した 年金額改定ルールの見直し(キャリアオーバー)による効果

○ 2019年財政検証の経済前提を基礎とし、物価・賃金に景気の波(10年周期、物価上昇率±1.1%、名目賃金上昇率±2.9%)による変動を加えて経済変動を設定

上記の経済前提において、年金額改定ルールの見直し(キャリアオーバー)による効果を試算。

※試算の便宜上、2020年度からマクロ経済スライドの見直しを実施した場合として試算。

	現行の仕組み	マクロ経済スライドのキャリアオーバーの仕組みを行わなかった場合	改正の効果	(参考)マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みの場合
	給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率	給付水準調整の終了年度		
ケースⅠ (経済変動あり)	51.7% (2046) 比例: 25.2% (2021) 基礎: 26.6% (2046)	51.4% (2049) 比例: 25.2% (2021) 基礎: 26.2% (2049)	+0.4%	51.9% (2045) 比例: 25.2% (2021) 基礎: 26.8% (2045)
ケースⅡ (経済変動あり)	51.4% (2048) 比例: 24.9% (2023) 基礎: 26.5% (2048)	50.8% (2052) 比例: 24.9% (2023) 基礎: 25.9% (2052)	+0.5%	51.7% (2045) 比例: 24.9% (2023) 基礎: 26.8% (2045)
ケースⅢ (経済変動あり)	50.6% (2050) 比例: 24.5% (2025) 基礎: 26.1% (2050)	50.0% (2056) 比例: 24.5% (2025) 基礎: 25.4% (2056)	+0.6%	51.5% (2045) 比例: 24.6% (2025) 基礎: 27.0% (2045)
ケースⅣ (経済変動あり)	46.4% (2053) 比例: 23.2% (2031) 基礎: 23.3% (2053)	43.0% (2077) 比例: 23.2% (2034) 基礎: 19.8% (2077)	+3.5%	48.5% (2048) 比例: 23.4% (2029) 基礎: 25.1% (2048)
ケースⅤ (経済変動あり)	45.0% (2057) 比例: 22.7% (2032) 基礎: 22.3% (2057)	仮に、機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2065年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行	マクロ経済スライド調整により収支が均衡	48.0% (2049) 比例: 23.0% (2030) 基礎: 24.9% (2049)
ケースⅥ (経済変動あり)	仮に、機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2056年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行	仮に、機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2052年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行		41.8% (2061) 比例: 20.7% (2037) 基礎: 21.1% (2061)

注1: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

注2: 経済変動は、物価・賃金に景気の波(10年周期、物価上昇率±1.1%、名目賃金上昇率±2.9%)による変動を加えて設定。

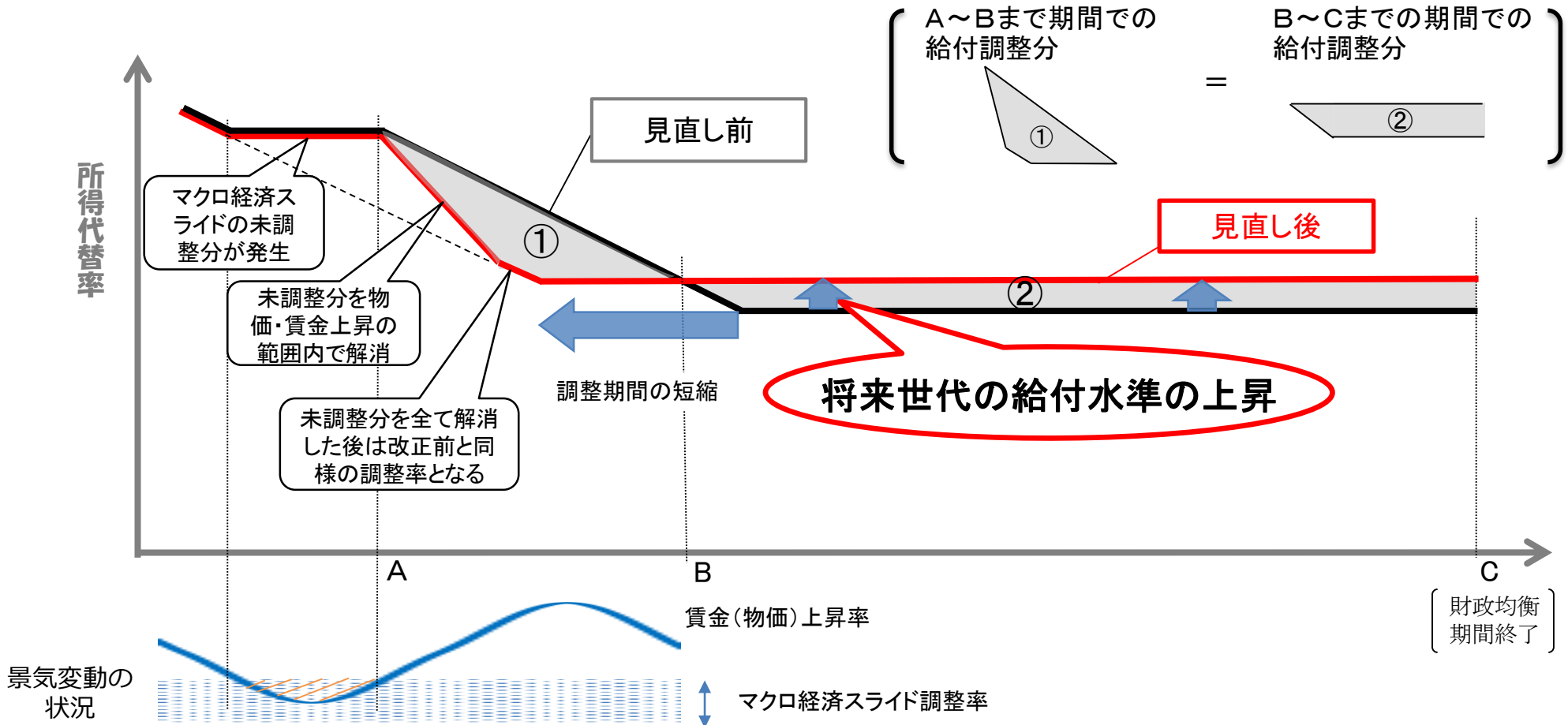
また、調整終了後に所得代替率が変化しないよう2023年度~2052年度の30年間(周期3回)生じるものとしている。

注3: いずれのケースも2016年年金改革法における賃金・物価スライド見直しは織り込んで試算している。

(参考) マクロ経済スライド調整の見直し (キャリーオーバー) の影響について (イメージ)

○ 景気悪化時に発生するマクロ経済スライドの未調整分を、景気が改善したときに解消することにより、将来世代の給付水準の上昇につながる。

<キャリーオーバー導入によるマクロ経済スライドの調整期間の短期化と給付水準の上昇のイメージ>



※斜線部がマクロ経済スライドが発動しない部分